

議案番号	件名																																																												
提案課名	内容																																																												
議案第51号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																												
人 事 課	<p>【改正趣旨】 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当についても所要の改正措置を講ずるもの。</p> <p>【改正内容】 ① 第1条改正 ア 12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">勤勉手当</td> <td rowspan="2">行政職</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の92.5</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の45</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td>医療職(1)</td> <td></td> <td>100分の95</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職(2)</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の92.5</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の42.5</td> <td>現行どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 給料月額の引上げ 平成31年4月に遡って実施</p> <p>② 第2条改正 ア 6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">勤勉手当</td> <td rowspan="4">行政職</td> <td>再任用以外(6月)</td> <td>100分の92.5</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>再任用以外(12月)</td> <td>100分の97.5</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>再任用(6月)</td> <td>100分の45</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td>再任用(12月)</td> <td>100分の45</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td>医療職(1)</td> <td>(6月・12月)</td> <td>100分の95</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療職(2)</td> <td>再任用以外(6月)</td> <td>100分の92.5</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>再任用以外(12月)</td> <td>100分の97.5</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>再任用(6月)</td> <td>100分の45</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td>再任用(12月)</td> <td>100分の45</td> <td>現行どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 ① 第1条改正 公布の日 ② 第2条改正 令和2年4月1日 ※ 特別職に属する常勤の職員、市議会議員の期末手当についても同様に改正。</p>	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の92.5	100分の97.5	再任用	100分の45	現行どおり	医療職(1)		100分の95	現行どおり	医療職(2)	再任用以外	100分の92.5	100分の97.5	再任用	100分の42.5	現行どおり	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職	再任用以外(6月)	100分の92.5	100分の95	再任用以外(12月)	100分の97.5	100分の95	再任用(6月)	100分の45	現行どおり	再任用(12月)	100分の45	現行どおり	医療職(1)	(6月・12月)	100分の95	現行どおり	医療職(2)	再任用以外(6月)	100分の92.5	100分の95	再任用以外(12月)	100分の97.5	100分の95	再任用(6月)	100分の45	現行どおり	再任用(12月)	100分の45	現行どおり
	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																																																								
	勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の92.5	100分の97.5																																																								
			再任用	100分の45	現行どおり																																																								
		医療職(1)		100分の95	現行どおり																																																								
		医療職(2)	再任用以外	100分の92.5	100分の97.5																																																								
	再任用		100分の42.5	現行どおり																																																									
	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																																																								
	勤勉手当	行政職	再任用以外(6月)	100分の92.5	100分の95																																																								
			再任用以外(12月)	100分の97.5	100分の95																																																								
再任用(6月)			100分の45	現行どおり																																																									
再任用(12月)			100分の45	現行どおり																																																									
医療職(1)		(6月・12月)	100分の95	現行どおり																																																									
医療職(2)		再任用以外(6月)	100分の92.5	100分の95																																																									
		再任用以外(12月)	100分の97.5	100分の95																																																									
		再任用(6月)	100分の45	現行どおり																																																									
	再任用(12月)	100分の45	現行どおり																																																										